

上谷刈浄化センター外5箇所
運転管理業務委託

特 記 仕 様 書

仙台市建設局下水道管理部
設備管理センター

第1章 一般事項

1. 委託業務名

上谷刈浄化センター外5箇所運転管理業務委託

2. 目的

本業務は、本仕様書に基づいて上谷刈浄化センターの運転管理業務（保守点検、運転操作監視、水質試験、事務、その他）並びに中継ポンプ場5箇所の運転管理業務（保守点検、その他）を実施し、施設の適正な維持管理を図ることを目的とする。

3. 業務履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

4. 業務履行場所

仙台市泉区上谷刈字沼下1 外5箇所

5. 業務対象施設

業務対象施設は以下のとおり。詳細は別紙1 案内図・施設概要を参照すること。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 上谷刈浄化センター | 仙台市泉区上谷刈字沼下1 |
| (2) 北中山一丁目ポンプ場 | 仙台市泉区北中山一丁目12-25 |
| (3) 館四丁目ポンプ場 | 仙台市泉区館四丁目101-43 |
| (4) 泉中山ポンプ場 | 仙台市泉区西中山一丁目29-7 |
| (5) 早坂下ポンプ場 | 仙台市泉区実沢字早坂下20-2 |
| (6) 無串ポンプ場 | 仙台市泉区上谷刈字去田前12-3 |

6. 提出書類

受注者は、業務委託契約書及び一般仕様書に定めるもののほかに、以下の書類を発注者に提出すること。ただし、一般仕様書に定める業務履行計画表、業務履行計画書、実施工程表、業務報告書、業務遂行写真及び業務週報(日報)は、本仕様書で指定する書類をもって代える。

また、業務従事者の異動等により提出書類の内容に変更が生じた場合は、書面をもって速やかに発注者に報告すること。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 統括責任者選任届 | 1部を着手届提出時に提出 |
| (2) 有資格者選任届 | 1部を着手届提出時に提出
(資格の登録番号等を記載のうえ、資格証の写しを添付) |
| (3) 業務従業員名簿 | 1部を着手届提出時に提出
(業務従業員の氏名、担当業務及び取得している資格の登 |

録番号等を記載のうえ、資格証の写しを添付)

- | | |
|--------------------|--|
| (4) 現場管理組織表 | 1部を着手届提出時に提出 |
| (5) 安全管理組織表 | 1部を着手届提出時に提出 |
| (6) 緊急連絡系統図 | 1部を着手届提出時に提出 |
| (7) 緊急時人員配置表 | 1部を着手届提出時に提出 |
| (8) 業務実施計画書 | 翌月分について作成後、1部を毎月末までに速やかに提出
ただし、令和8年4月分は契約後直ちに提出 |
| (9) 業務実施報告書等 | 当月分について作成後、1部を速やかに提出 |
| (10) その他発注者が要求する書類 | 発注者の指示による |

7. 法令等の遵守

受注者は、以下の関係法令を遵守し、業務の円滑な進行を図ること。また、関係法令等の適用及び運用にあたり監督官庁の指示命令等がある場合は、それに従わなければならない。なお、適用を受ける関係法令等に改正があった場合は、最新のものを適用すること。

(1) 関係法令（例示）

下水道法、水質汚濁防止法、毒物及び劇物取締法、酸素欠乏症等防止規則、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、電気事業法、エネルギーの使用の合理化及び非石化エネルギーへの転換等に関する法律

(2) その他関係法令

8. 安全管理及び緊急時の措置

(1) 安全管理

受注者は、災害を未然に防止するため、安全点検責任者を定めて定期的に業務範囲内の整理整頓状況、使用機械器具、通路、仮設作業用具及び作業方法等の点検を行うこと。また、安全管理組織表を作成するとともに、業務従事者に対し安全教育を実施すること。

(2) 緊急時の措置

受注者は、一般仕様書に記載された事項以外に、以下の緊急事態の発生に備えて連絡体制を整え、所要の人員を配備させ、応急処置等に対する準備を怠らないこと。また、上谷刈浄化センターにおいては、緊急時には受注者以外の者も通信設備を使用できるようにすること。

ア 機械、電気設備等の故障

イ 処理水質及び汚泥性状の異常等

ウ 人身事故・火災

エ 大規模地震（仙台市内で震度5弱以上）、集中豪雨、台風、悪水流入等業務対象施設の運転管理に支障をきたす恐れのある事態

(3) 緊急時の調査・報告

(2) アからエに掲げる事態が発生した場合またはその発生が予見される場合、もしくは発注者からの指示があった場合は、各施設の被害状況を確認し、速やかに発注者に報告すること。

(4) その他

受注者は、業務従事者の中から以下の責任者を選任し、作業をおこなわなければならない。また、書面をもって選任の内容を発注者に報告をすること。

- ア 火気取締責任者
- イ 毒物責任者
- ウ 安全点検責任者
- エ 甲種防火管理者
- オ その他必要となる責任者

9. 経費等の負担

(1) 受注者が負担する備品・消耗品等

以下の物品のほか、専ら受注者が使用する備品及び業務の履行に必要な消耗品等とする。

- ア 潤滑油脂類（補充用のオイル、グリース等）
- イ 補修用塗料（軽微な部分補修に係るもの）
- ウ 報告書記録用紙
- エ 一般汎用品である備品・消耗品
- オ 作業服、靴、手袋及び安全衛生保護具等その他安全衛生の確保に必要なもの
- カ 設備点検や小修理に係る点検工具、回路計及び懐中電灯等の器具・工具（特殊工具を除く）
- キ 受注者が所有する電話機等その他通信機器の設置工事費及びその維持に係る費用
- ク 受注者の使用する車両及びその維持に係る費用

(2) 発注者が負担する経費及び貸与または支給する消耗品類

以下の物品とする。その使用にあたっては、極力節減に努めなければならない。発注者から貸与を受けた備品等については台帳を作成し、その保管状況を常に把握できるようにすること。また、年1回、発注者に当該台帳を提出して発注者の確認を受けるほか、き損、盗難または紛失等が生じた場合は、受注者の負担により弁償すること。

ア 光熱水費・通信費

電力、水道、ガス、自家発電設備等設備の運転に供する燃料及び電話回線（発注者が所有するものに限る）に係る使用料

イ 薬品類

水質検査用薬品、汚泥濃縮用凝集剤、汚泥脱水用高分子凝集剤、脱水汚泥用消臭

剤、脱臭装置用活性炭、汚泥脱水機用ろ布洗浄剤、排オゾン用触媒（カロライト）、オゾン設備用除湿剤、オゾン設備用防食・防スケール剤及びその他の薬品類（融雪剤、殺虫剤、除草剤等）

※対象設備を設置している施設に限り、その判断は発注者による。

ウ 消耗品

機械・電気設備・水質測定機器等の部品、計装記録計用記録紙及びその他の消耗品（一般汎用品を除く）

エ 貸与品

水質検査用器具・備品、一般汎用品以外の測定器具、特殊工具及び業務遂行上必要となる工事完成図書類

（3）事務室等の使用

ア 事務室、倉庫、駐車場等

受注者は、契約期間中において発注者が所有する事務室、倉庫または駐車場等を使用することができる。ただし、その使用は業務遂行上必要となる範囲に限る。業務に使用する車両については、当該車両の使用目的を業務履行計画書に記載するほか、車検証等の写しを添付すること。

イ 使用目的等の変更

受注者は、使用目的等に変更が生じた場合は、速やかに発注者と協議して承認を受けなければならない。

ウ 善良な管理者の注意義務

受注者は、事務室、倉庫または駐車場等の使用にあたり、善良な管理者の注意をもって維持管理に努めなければならない。また、事務室、倉庫または駐車場等にき損、汚損等を発見した際は速やかに発注者に報告し、その原因が受注者の過失にあると判断された場合は、受注者の負担において復旧しなければならない。

10. 委託料の請求及び支払方法

受注者は、別紙2 支払内訳書に示す区分における業務の履行を完了したとき、直ちに当該区分に係る一部業務完了届及び業務報告書等を作成して発注者に提出し、当該区分に係る履行の確認を受けること。発注者が確認した後、受注者は当該区分に係る委託料を請求することができる。

11. その他

（1）工業所有権

ア 資料の帰属等

受注者は、業務の履行に伴って得られるすべての資料等を発注者に帰属させるものとし、発注者の許可なくして公表してはならない。

イ 工業所有権の出願等

受注者は、本業務に関連して発明、考案した物品等の一切または本業務に関連し

て開発した情報処理装置等のソフトウェアについて工業所有権の出願を行う場合は、あらかじめ発注者と協議すること。なお、当該ソフトウェアを本業務以外で使用する場合も同様とする。

(2) 業務の引継ぎ

受注者は、業務完了後に本業務を新たな受注者に引継ぐ場合、発注者と協議のうえ、施設が正常に稼働するために必要な措置を講じなければならない。

(3) 他工事等との調整

受注者は、仙台市が実施する工事の施工または受注者以外に委託した業務の履行に伴い、運転管理業務等の業務の履行方法等について変更が必要な場合は、発注者と協議または調整して変更するものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道施設維持管理積算要領 -処理場・ポンプ場施設編- 2020年」（以下「維持管理積算要領」という。）によることとし、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。ただし、受注者は、発注者からの指示のない事項においても、運転管理上当然必要な業務または作業等は良識ある判断に基づいて実施しなければならない。

第2章 浄化センター

1. 委託対象設備

本業務における運転管理の対象設備は、別紙3 主要設備一覧表（上谷刈浄化センター）のとおりとする。

2. 業務内容

受注者が実施する業務は以下のとおりとする。なお、契約期間中において変更があった設備等についても既存の施設または設備と同様とする。

（1）保守点検業務

各種機器及び設備について、正常な運転を確保するための日常点検、定期点検、臨時点検、簡易な故障修理、小塗装、定期自主点検及び機器・設備周辺の清掃を行うことであり、故障または事故等の発生の防止に努めるものである。

作業内容については、上谷刈浄化センターは維持管理積算要領 第4編 下水道施設機械・電気保守点検基準 第1章を基本とし、用紙またはデータ等への点検結果の記録を含む以下の内容とする。

保守点検により機器または設備等に異常または故障等を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、発注者からの指示のより応急措置または原因調査を行うものとする。また、その経過を記録し、発注者に報告しなければならない。

ア 日常点検

運転状態にある機器及び設備について、異常の有無及びその兆候を発見するために原則として毎日実施する点検であり、主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業である。

イ 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗の状況を把握し、修理・修繕等の保全計画を立案するために1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月または1年等の期間を定めて実施する点検であり、主に測定、調整、給油、分解清掃及び記録等の作業である。

ウ 臨時点検

故障の警報等が発生した、または異常が認められる機器及び設備に対して、状況を確認するためにア、イ以外で臨時的に実施する点検及び記録等の作業である。

エ 簡易な故障修理

通常の勤務時間内に実施することができ、かつ外部に作業員を求める必要がない作業であり、特殊な機器、部品、技能及び工具を使用せず、高度な専門技術を必要としない修理である。

オ 小塗装

足場を必要としない場所（高さ2m以下）において実施する、錆や腐食による剥離及び発錆防止のための部分的な補修塗装である。

カ 定期自主点検

関係法令等の定めに基づき、業務対象施設内において受注者自らが実施する点検及び記録等の作業である。

キ 機器及び設備周辺の清掃

点検対象である機器及び設備の据付場所、水路またはトラフ等の清掃である。

(2) 運転操作監視業務

業務対象施設において、機器及び設備の運転、操作及び監視等を実施するものである。受注者は、施設の機能及び目的を十分に理解したうえで、本仕様書及び関係法令等その他業務の適切な履行に必要な事項を熟知し、それらの定めと業務実施計画に基づいて機器及び設備の運転操作及び運転状況の監視等を行わなければならない。作業内容は以下のとおりとする。

また、設置されている機器及び設備について、その構造、動作、特性、管理状況及び性能等を把握し、平常時のほか非常時においても適切な対応ができるように努めること。特に集中豪雨または悪水の流入等による非常時の運転については、その影響を把握した時点で直ちに発注者に報告するとともに、的確に処理しなければならない。なお、管理上必要な措置を講じるために、機器及び設備の運転の停止またはその再開をするときは、発注者の承諾を得て実施すること。

- ア 中央操作室における機器等の監視、操作、稼動状況の記録及び正常範囲の確認
- イ 現場における機器等の操作
- ウ 管理日報等の作成、計器類の指示値の記録
- エ 中央操作室内の清掃
- オ 施設内の巡回監視
- カ 場内における廃棄物等の搬出及び備品の搬入等の立会

(3) 水質試験業務

業務対象施設の水処理機能及び汚泥処理機能等を適切に維持管理するために実施する水質試験であり、各処理工程の処理水や汚泥を検体とする。なお、本業務には、下水道法、水質汚濁防止法等で義務付けられている法定試験は含まない。

水質試験の分析項目、分析頻度及び採水場所は、別紙4 水質試験項目表（上谷刈浄化センター）により実施し、作業内容は以下のとおりとする。

ア 検体採取

検体採取は池への転落等のおそれがないように、安全を確保して行うこと。定期的な試験に用いる検体は、その採取場所をあらかじめ定める等により一定の場所から採取したものをを用いること。

イ 分析

分析方法は、原則として公益社団法人日本下水道協会発行「下水試験方法（2012年版）」に基づき、適切に実施すること。水質試験室は常に整理整頓を行い、清潔にすること。火気を用いる作業がある場合は、その後始末を確実にを行い、作業終了後に必ずガスの元栓を閉めるほか、終業時に後始末やガスの元栓の状況等を火気取

締責任者に確認させなければならない。

ウ 試薬等薬品類の管理

薬品類の使用量を記録して在庫量を確認するほか、薬品庫の施錠を行うこと。

エ 水質試験結果の整理

オ 法定試験または立入検査等における採水の立会

(4) 事務業務

発注者との打合せや各種報告書等の作成及び整理等を実施するものである。作業内容は以下のとおりとする。

ア 発注者との打合せ及び発注者に対する報告

イ 日誌、日報、月報、年報、運転記録、点検記録及び報告書の作成及び整理

ウ その他事務室内における簡易な作業

(5) その他の業務

業務対象施設の維持に必要となる管理業務のうち、履行にあたり技術的な要素がほとんど含まれないものである。作業内容は以下のとおり。

ア 管理棟、管廊、屋外等の清掃及び観葉植物等がある場合はその管理

イ 敷地内の簡易な樹木選定、芝刈り及び除草

ウ 薬品、備品、消耗品及び材料等の管理及び整理整頓

エ 処理水の取水または汚泥等の採取における立会、関連書類の作成及び整理

オ その他必要と思われる業務

(6) その他の技術業務

業務対象施設の維持に必要となる管理業務のうち、履行にあたり技術的な要素を含むものである。作業内容は以下のとおりとする。

ア 各種機器、設備及び備品等の補修及び簡易な部品交換

イ 発注者が実施する工事の施工または受注者以外に委託した業務の履行等に伴う現場立会、試運転立会、機器及び設備の手動等による運転または停止操作及びその準備作業等

3. 業務委託の範囲

本業務における委託範囲は、2.(1)から(6)に掲げる業務とし、専門知識、高度な技能、または監督官庁等の許可等を要する以下の業務は含まない。ただし、以下に該当する業務であっても、実施にあたり専門知識、高度な技能、または監督官庁等の許可等を要さない軽微な業務または作業であり、かつ運転管理上当然必要なものについては、受注者は良識のある判断に基づいて実施しなければならない。

(1) 沈砂またはし渣の運搬業務

(2) 沈砂またはし渣の処理業務

(3) 各種機械・電気設備の点検または整備業務

(4) 自家用電気工作物の保安管理業務

- (5) 消防設備等の点検業務
- (6) 計装設備の点検業務
- (7) 業務対象施設における採水分析業務（法定試験）
- (8) 受水槽の清掃業務
- (9) 緑地の管理業務
- (10) 室内の清掃業務
- (11) 脱臭剤の交換業務
- (12) その他専門知識及び高度な技能等を有する業務

4. 業務担当者等

(1) 業務統括責任者の選任及び職務

受注者は、下水処理施設の運転管理について専門知識を有し、かつ業務上必要な関係法令に精通して円滑に業務を遂行する能力を有する者を業務統括責任者として選任し、書面をもって発注者に報告しなければならない。また、業務統括責任者の職務は次のとおりとする。

- ア 現場の最高責任者として業務従事者の指揮監督にあたること。
- イ 契約図書等により示された業務の目的及び内容を十分に理解し、効果的かつ経済的に施設の運転を行うこと。
- ウ 作業従事者に対する研修を行い、技術の向上及び事故防止に努めること。
- エ 常に施設の運転状況を的確に把握し、緊急時は直ちに発注者に連絡のうえ事態に対処できる体制等を整えること。
- オ 施設の特性等を十分に理解し、効率的に運転及び作業等を行えるようにすること。

(2) 有資格者の配置

受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令等の定めに基づき業務従事者の中から有資格者を選任し、作業を行わせなければならない。また、書面をもって選任の内容を発注者に報告すること。選任を必要とする有資格者は以下のとおりとする。

- ア 下水道処理施設管理技士となる資格を有する者
- イ 安全衛生推進者
- ウ 甲種危険物取扱者または乙種第四類危険物取扱者
- エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧：第二種酸素欠乏危険作業主任者）
- オ 有機溶剤作業主任者
- カ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者またはクレーン運転業務特別教育修了者
- キ 玉掛け技能講習修了者
- ク 第一種電気工事士または第二種電気工事士
- ケ 特定化学物質作業主任者
- コ その他関係法令等に定める業務に必要な有資格者

(3) 業務従事者

受注者は、本業務を履行するにあたり、業務対象施設に係る研修を受けた者を従事させ

なければならない。また、業務従事者には受注者名入りの統一した作業着及び名札を着用させること。

5. 提出書類

受注者は、一月ごと及び年度ごとの終了後に、下表の書類について記録及び整理のうえ、速やかに発注者に提出して報告すること。また、記録のみの書類は、発注者が提出を求めた場合にその都度提出すること。

提出は原則として電子データの授受により行うものとするが、発注者が紙媒体による提出を求めたものについては紙媒体の授受により行う。なお、電子データの様式、授受の方法及びデータ形式等は発注者の指示による。

名称	記録	報告
業務実施報告書	○	○
運転管理日報	○	
運転管理月報	○	○
運転管理年報	○	○
水質管理日報	○	
水質管理月報	○	○
日常点検業務報告書	○	
点検業務報告書	○	○
点検業務月報	○	○
故障報告書	○	○
作業報告書	○	○
夜勤報告書	○	
車両運行管理簿	○	
消耗品・薬品等受払簿	○	○
毒物及び劇物取扱管理簿	○	○

※押印は省略してもよい。電子的な押印により代えることも可とする。

6. 勤務時間及び勤務体制

勤務時間及び勤務体制は以下のとおりとする。なお、業務対象施設における機器及び設備は、毎日24時間連続運転とする。

(1) 運転操作監視業務（連続監視）

土曜日、日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始等によらず、常時24時間連続監視を実施すること。勤務時間は次のとおりとし、監視を行う場所は原則として上谷刈浄化センター中央操作室とする。ただし、夜勤は2名以上を配置すること。

ア 日勤 午前8時30分から午後5時00分まで

イ 夜勤 午後5時00分から翌日午前8時30分まで

(2) (1) 以外の業務

土曜日、日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始を除く日について実施し、勤務時間は午前8時30分から午後5時00分までとする。

このほか、作業の延長、各種立会、故障または災害の発生等により対応が必要となる場合は、適切な対応に必要となる人員を確保し、随時対応しなければならない。

7. 業務対象施設の全般的な管理

業務対象施設のうち発注者が使用する事務室等を除き、全般的な管理は受注者が行う。なお、正門の管理においては、土曜日、日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始を除く日は午前6時00分に開門し、午後6時00分に閉門すること。それ以外の日は常時閉門とするが、発注者の指示があった場合はその限りでない。

8. 毒物等の管理

受注者は、業務の履行にあたり使用する毒物等について、別紙5 毒物等の管理に関する要領に基づき管理棟を行うこと。

9. 添付資料

業務対象施設における令和4年度から令和6年度までの運転管理年報及び水質法定試験結果については、以下を参照すること。

別紙6 上谷刈浄化センター運転管理年報

別紙7 上谷刈浄化センター水質法定試験結果

第3章 ポンプ場

1. 業務対象設備

本業務における運転管理の対象設備は、以下のとおりとする。業務対象施設ごとの設備の詳細は別紙8 主要設備一覧表（ポンプ場）を参照すること。

(1) 機械設備

- ア 沈砂池設備
- イ 主ポンプ設備
- ウ 換気設備
- エ 脱臭設備
- オ その他付帯設備

(2) 電気設備

- ア 受変電設備
- イ 直流電源設備
- ウ 遠方監視・自動制御設備
- エ 自家発電設備
- オ 計装設備
- カ その他付帯設備

(3) その他土木・建築・建築付帯設備等

2. 委託業務内容

受注者が実施する業務は以下のとおりとする。なお、契約期間中において変更があった設備等についても既存の施設または設備と同様とする。

(1) 保守点検業務

作業内容については、維持管理積算要領 第4編 下水道施設機械・電気保守点検基準 第3章を基本とし、用紙またはデータ等への点検結果の記録を含む以下の内容とする。

保守点検により機器または設備等に異常または故障等を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、発注者からの指示により応急措置または原因調査を行うものとする。また、その経過を記録し、発注者に報告しなければならない。

ア 検針及び日常巡視点検

電力量計等の計器の指示値を記録するほか、運転状態にある設備について、異常の有無及びその兆候を発見するために原則として週1回実施する点検であり、主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業である。

イ 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗の状況を把握し、修理・修繕等の保全計画を立案するために1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月または1年等の期間を定めて実施する点検であり、主に測定、調整、給油、分解清掃及び記録等の作業である。

ウ 各種設備及び備品等の補修，簡易な部品交換または故障修理

通常の勤務時間内に実施することができ，かつ外部に作業員を求める必要がない作業であり，特殊な機器，部品，技能及び工具を使用せず，高度な専門技術を必要としない補修，部品交換または故障修理である。

エ 小塗装

足場を必要としない場所（高さ2 m以下）において実施する，錆や腐食等による剥離及び発錆防止のための部分的な補修塗装である。

（2）その他の業務

業務対象施設の維持に必要となる管理業務のうち，履行にあたり技術的な要素がほとんど含まれないものである。作業内容は以下のとおりとする。

ア 各種設備等周辺の清掃

点検対象である機器及び設備の据付場所，水路またはトラフ等の清掃である。

イ 備品，消耗品及び材料等の管理及び整理整頓

ウ 敷地内の簡易な除草

エ その他必要となる作業

（3）その他の技術業務

業務対象施設の維持に必要となる管理業務のうち，履行にあたり技術的な要素を含むものである。作業内容は以下のとおりとする。

ア 除塵作業

人力または設備の運転操作により，し渣等を取り除くことである。

イ 機器及び設備の運転操作

ウ （1）以外に行う臨時的または簡易的な点検

エ 発注者が実施する工事の施工または受注者以外に委託した業務の履行等に伴う現場立会，試運転立会，機器及び設備の手動等による運転または停止操作及びその準備作業等

3. 業務の委託範囲

本業務における委託範囲は，2.（1）から（3）に掲げる業務とし，専門知識，高度な技能，または監督官庁等の許可等を要する以下の業務は含まない。ただし，以下に該当する業務であっても，実施にあたり専門知識，高度な技能，または監督官庁等の許可を要さない軽微な業務または作業であり，かつ運転管理上当然必要なものについては，受注者の良識ある判断に基づいて実施しなければならない。

（1）沈砂またはし渣の運搬業務

（2）沈砂またはし渣の処理業務

（3）各種機械・電気設備の点検業務または整備業務

（4）自家用電気工作物の保安管理業務

（5）消防用設備等の点検業務

- (6) 計装設備の点検業務
- (7) 緑地の管理業務
- (8) その他専門知識及び技能等を要する業務

4. 業務担当者等

(1) 有資格者の配置

受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令等の定めに基づき業務従事者の中から有資格者を選任し、作業を行わせなければならない。また、書面をもって選任の内容を発注者に報告すること。選任を必要とする有資格者は以下のとおりとする。

- ア 甲種危険物取扱者または乙種第四類危険物取扱者
- イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧：第二種酸素欠乏危険作業主任者）
- ウ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- エ 玉掛け技能講習修了者
- オ 第一種電気工事士または第二種電気工事士
- カ その他関係法令等に定める業務に必要となる有資格者

(2) 業務従事者

受注者は、本業務を実施するにあたり、業務対象施設に係る研修を受けた者を従事させなければならない。また、業務従事者には受注者名入りの統一した作業着及び名札を着用させること。

5. 提出書類

受注者は、一月ごと及び年度ごとの終了後に、下表の書類について記録及び整理のうえ、速やかに発注者に提出して報告すること。また、記録のみの書類は、発注者が提出を求めた場合にその都度提出すること。

提出は原則として電子データの授受により行うものとするが、発注者が紙媒体による提出を求めたものについては紙媒体の授受により行う。なお、電子データの様式、授受の方法及びデータ形式等は発注者の指示による。

名称	記録	報告
業務実施報告書	○	○
運転管理月報	○	○
運転管理年報	○	○
点検業務報告書	○	○
故障報告書	○	○

※押印は省略してもよい。電子的な押印により代えることも可とする。

6. 勤務時間及び巡回体制

土曜日、日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始を除く日について、2人以上による週1回以上の巡回管理により業務を実施すること。勤務時間は午前8時30分から午後5時00分までとし、巡回は原則として勤務時間内に行うものとする。

このほか、作業の延長、各種立会、故障または災害の発生等により対応が必要となる場合は、適切な対応に必要となる人員を確保し、随時対応しなければならない。

7. 業務対象施設の全般的な管理

業務対象施設のうち発注者が使用する事務室等を除き、全般的な管理は受注者が行う。なお、すべての業務対象施設の門扉は、受注者による点検、発注者が実施する工事の施工または受注者以外に委託した業務の履行等により関係者が入場する場合を除き、常時閉門とする。

8. 添付資料

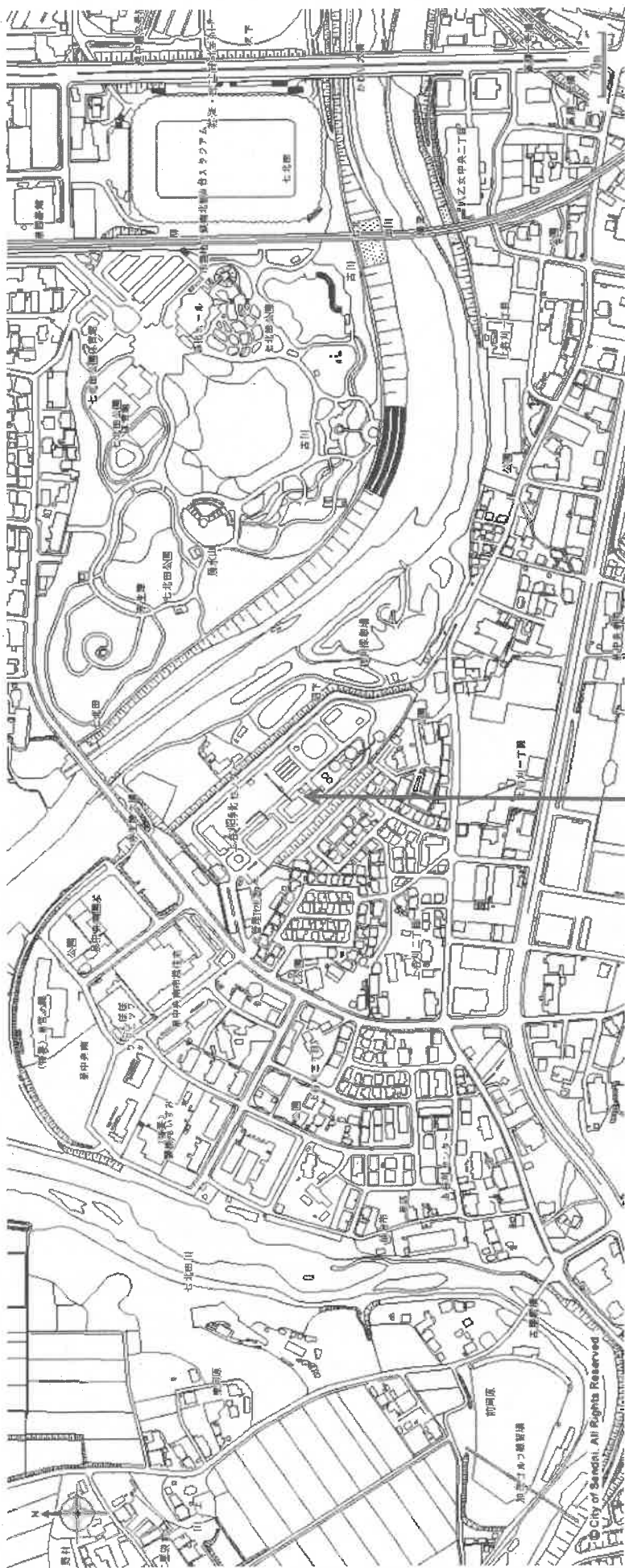
業務対象施設における令和4年度から令和6年度までの運転管理年報については、以下を参照すること。

別紙9 ポンプ場運転管理年報

別紙 1

上谷刈浄化センター外 5 箇所運転管理業務委託

案内図・施設概要



上谷川浄化センター

件名	上谷川浄化センター外5箇所運転管理業務委託		
図名			
担当課	建設局下水道管理部 設備管理センター		
図番	—	縮尺	—



北中山一丁目ポンプ場

件名	上谷川浄化センター外5箇所運転管理業務委託		
図名			
担当課	建設局下水道管理部 設備管理センター	図番	縮尺
		—	—



館四丁目ポンプ場

件名	上谷川浄化センター外5箇所運転転管理業務委託		
図名			
担当課	建設局下水道管理部 設備管理センター	図番	縮尺
		—	—



泉中山ポンプ場

件名	上谷川浄化センター外5箇所運転管理業務委託		
図名			
担当課	建設局下水道管理部 設備管理センター	図番	縮尺
		—	—



早坂下ポンプ場

上谷川浄化センター外5箇所運転管理業務委託				
件名				
図名				
担当課	建設局下水道管理部 設備管理センター	図番	縮尺	—

施設概要

1. 上谷刈浄化センター

処理能力	:	12,400m ³ /日（日最大）
平均処理水量	:	約10,300m ³ /日（令和4年度～令和6年度実績）
水処理方式	:	標準活性汚泥法＋凝集沈殿池＋急速砂ろ過法＋紫外線消毒
汚泥処理方式	:	南蒲生処理区の汚水幹線へ流出 （南蒲生浄化センターで一元化处理）
流入水質	:	（計画）BOD 210mg/L , SS 200mg/L （令和6年度実績）BOD 140mg/L , SS 150mg/L
放流水質	:	（計画）BOD 5mg/L以下 , SS 5mg/L以下 （令和6年度実績）BOD 2.0mg/L , SS <0.5mg/L
放流先	:	二級河川七北田川水系七北田川

2. ポンプ場

別紙8 主要設備一覧表（ポンプ場）参照

別紙2

上谷刈浄化センター外 5 箇所運転管理業務委託

支払内訳書

支 払 内 訳 書

令和8年度（支払回数12回）

回数及び期間		税抜き金額 (円)	消費税及び地方消費税 (相当) 額 (円)	支払月額 (円)	備 考
第1回	4月分	円	円	円	
第2回	5月分	円	円	円	
第3回	6月分	円	円	円	
第4回	7月分	円	円	円	
第5回	8月分	円	円	円	
第6回	9月分	円	円	円	
第7回	10月分	円	円	円	
第8回	11月分	円	円	円	
第9回	12月分	円	円	円	
第10回	1月分	円	円	円	
第11回	2月分	円	円	円	
第12回	3月分	円	円	円	
小 計		円	円	円	

[支払方法]

- ・業務委託料は、その総額(契約金額)の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・端数が生じた場合は、初回の支払月に加算して支払うものとする。

支 払 内 訳 書

令和9年度（支払回数12回）

回数及び期間		税抜き金額 (円)	消費税及び地方消 費税（相当）額 (円)	支払月額 (円)	備 考
第1回	4月分	円	円	円	
第2回	5月分	円	円	円	
第3回	6月分	円	円	円	
第4回	7月分	円	円	円	
第5回	8月分	円	円	円	
第6回	9月分	円	円	円	
第7回	10月分	円	円	円	
第8回	11月分	円	円	円	
第9回	12月分	円	円	円	
第10回	1月分	円	円	円	
第11回	2月分	円	円	円	
第12回	3月分	円	円	円	
小 計		円	円	円	

[支払方法]

- ・業務委託料は、その総額(契約金額)の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・端数が生じた場合は、初回の支払月に加算して支払うものとする。

支 払 内 訳 書

令和10年度（支払回数12回）

回数及び期間		税抜き金額 (円)	消費税及び地方消 費税（相当）額 (円)	支払月額 (円)	備 考
第1回	4月分	円	円	円	
第2回	5月分	円	円	円	
第3回	6月分	円	円	円	
第4回	7月分	円	円	円	
第5回	8月分	円	円	円	
第6回	9月分	円	円	円	
第7回	10月分	円	円	円	
第8回	11月分	円	円	円	
第9回	12月分	円	円	円	
第10回	1月分	円	円	円	
第11回	2月分	円	円	円	
第12回	3月分	円	円	円	
小 計		円	円	円	
計		円	円	円	

[支払方法]

- ・業務委託料は、その総額(契約金額)の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・端数が生じた場合は、初回の支払月に加算して支払うものとする。

別紙3

上谷刈浄化センター外5箇所運転管理業務委託

主要設備一覧表 (上谷刈浄化センター)

上谷川浄化センター 主要設備一覧表

区分	機器名	単位	数量	形式・規格
建築物等	管理棟	棟	1	RC造
	沈砂池・ポンプ棟	棟	1	RC造
	ろ過棟	棟	1	RC造
	塩素滅菌室（休止中）	棟	1	RC造
	脱水機棟（資材保管場所）	棟	1	RC造
電気設備 （屋外）	高圧気中開閉器	台	1	高圧気中開閉器
	地下式オイルタンク（自家発用）	基	1	鋼板円筒形
電気設備 （管理棟）	自家発電装置	台	1	単純解放サイクル1軸式
	同上駆動用エンジン	台	1	ガスタービン
	燃料小出槽	基	1	鋼板製角形
	給油ポンプ	台	2	電動機直結横軸歯車式
	引込盤	面	1	屋内自立形
	受電盤	面	1	屋内自立形
	変圧器盤	面	3	屋内自立形
	曝気ブロー設備動力制御盤	面	3	屋内自立形
	自家発始動用蓄電池盤	面	1	屋内自立形
	自家発補機盤	面	1	屋内自立形
	発電機盤	面	1	屋内自立形
	分電盤	面	1	屋内壁掛形
	低圧分岐盤	面	7	屋内自立形
	コンデンサ盤	面	1	屋内自立形
	保安器盤	面	1	屋内壁掛形
	接地端子盤	面	1	屋内壁掛形
	中継端子盤	面	4	屋内自立形
	中央監視制御装置	台	2	操作卓形
	インターフェース盤	面	1	屋内自立形
	LCD監視制御装置	式	1	HF-W(工業用パソコン)
	計装変換器盤	面	1	屋内自立形
	水処理設備補助継電器盤	面	3	屋内自立形
	沈砂池ポンプ設備補助継電器盤	面	2	屋内自立形
	水処理設備コントロールセンタ(1)(2)	面	2	屋内自立両面形
	水処理設備コントロールセンタ(3)	面	1	屋内自立形
	沈砂池ポンプ設備コントロールセンタ	面	3	屋内自立形
	受変電・自家発設備シーケンサ盤	面	1	屋内自立形
	水処理設備シーケンサ盤	面	1	屋内自立形
	凝集沈殿・砂ろ過設備シーケンサ盤	面	1	屋内自立形
	沈砂池・ブロワ設備シーケンサ盤	面	1	屋内自立形
	NO.1/NO.2汚水ポンプVVVF盤	面	2	屋内自立形
	現場操作盤	式	1	各種
	主幹空気流量計	組	1	同心エッジ・柄付 方式
	曝気ブロー吐出圧力計	組	1	垂直配管接続形
	汎用UPS(プラント用・中央監視用・伝送装置用・その他用)	台	5	常時インバーター給電方式
	伝送装置盤(1)	面	1	屋内自立型
	伝送装置盤(2)	面	1	屋内自立型
処理設備 （管理棟）	曝気ブロワ	台	3	電動機直結片吸込多段式
	吸込空気ろ過器	基	1	自動巻取型乾式
	現場操作盤	式	1	各種

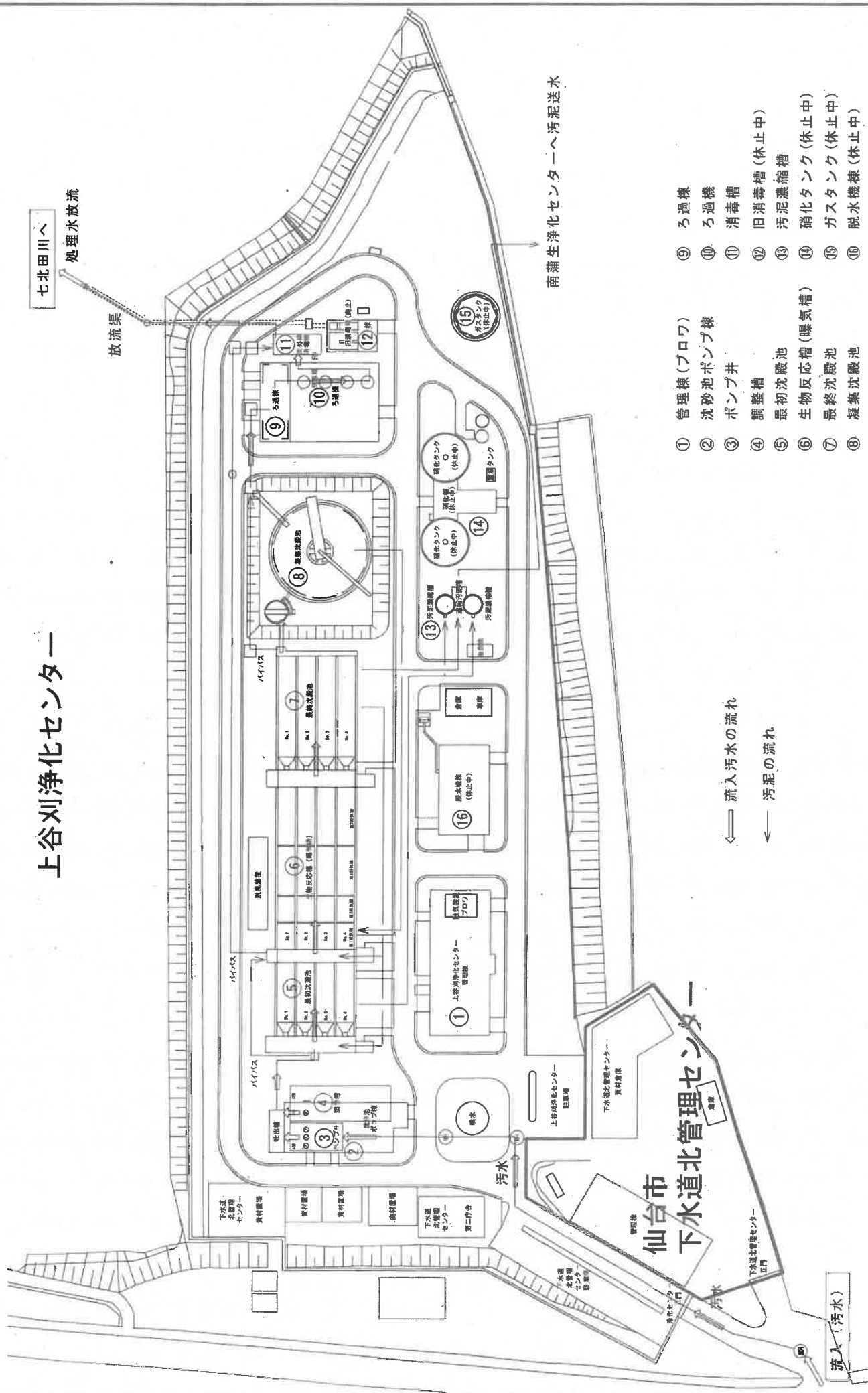
区分	機器名	単位	数量	形式・規格
電気設備 (沈砂池・ポンプ棟)	ポンプ井水位計	組	2	投込式
	作業用電源盤	面	1	屋内壁掛形
	調整槽水位計	組	1	投込式
	現場操作盤	式	1	各種
処理設備 (沈砂池・ポンプ棟)	沈砂池流入ゲート	基	2	鋳鉄製角形電動ゲート
	粗目スクリーン	基	2	鋼板製バースクリーン
	自動除塵機	台	2	ダブルチェーン式前面掻揚型
	スクリュコンベヤ	台	1	分離槽付スクリュコンベヤ
	し渣・沈砂ホッパ	台	1	カットゲート式
	揚砂ポンプ	台	2	水中汚泥ポンプ
	沈砂池流出ゲート	基	2	鋳鉄製角形外手動ゲート
	汚水ポンプ	台	3	水中汚水ポンプ7.6m ³ /min×9m
	調整槽ポンプ	台	1	水中汚水ポンプ6.0m ³ /min×10m
	調整槽連絡ゲート	基	1	鋳鉄製角形手動ゲート
	ポンプ井連絡ゲート	基	1	鋳鉄製丸形手動ゲート (呑口：角形)
	ポンプ井・調整槽攪拌機	台	2	水中ミキサ
	現場操作盤	式	1	各種
処理設備 (脱臭塔)	脱臭装置	基	1	3層カートリッジ式
	脱臭ファン	基	2	片吸込ターボ型
	現場操作盤	式	1	脱臭装置用
電気設備 (最初沈殿池)	初沈流入汚水流量計	組	1	超音波式
	初沈引抜汚泥流量計	組	1	電磁式
	現場操作盤	式	1	各種
処理設備 (最初沈殿池)	流入ゲート	基	8	鋼板製角型手動ゲート
	汚泥掻寄機	基	4	チェーンフライト式
	パイプスキマ	基	4	矩形池用手動
	初沈微細目除塵機 (スカム)	基	1	微細目自動除塵機
	初沈スカムポンプ	台	1	水中汚水ポンプ
	初沈汚泥引抜ポンプ	台	3	吸込スクリュ付
	初沈管廊排水ポンプ	台	1	水中汚水ポンプ
	現場操作盤	式	1	各種
電気設備 (曝気槽)	曝気槽DO計	組	2	蛍光式
	1-2系曝気槽MLSS計	組	2	浸漬式
	1-2系曝気槽ORP計	組	2	金属電極法
	1-2系曝気槽PH計	組	2	加圧型
	1-2系曝気槽送風量計	組	2	同心エッジ・柄付・フランジタップ方式
	1-2系曝気槽送風量調整弁開度計	組	2	広角度指示計
	返送汚泥流量計	組	4	電磁式・分離形
	返送汚泥濃度計	組	1	レーザ光式
	返送汚泥流量調整弁開度計	組	1	広角度指示計
	現場操作盤	式	1	各種
処理設備 (曝気槽)	流入ゲート	基	4	鋳鉄製角形手動ゲート
	流入可動堰	基	4	鋳鉄製角形手動堰
	嫌気槽攪拌装置 (4池)	式	1	円形ディフューザー (粗大気泡)
	好気槽散気装置 (4池)	式	1	メンブレンパネル式 (超微細)
	ステップ運転ゲート	基	4	鋳鉄製角形手動ゲート
	ステップ可動堰	基	4	鋳鉄製角形手動堰
	曝気槽管廊排水ポンプ	台	1	水中汚水ポンプ
	現場操作盤	式	1	各種

区分	機器名	単位	数量	形式・規格
電気設備 (最終沈殿池)	余剰汚泥流量計	組	1	電磁式
	現場操作盤	式	1	各種
処理設備 (最終 沈殿池)	流入ゲート	基	4	鋳鉄製角形手動ゲート
	終沈汚泥掻寄機	台	4	チェーンフライト式
	パイプスキマ	基	4	矩形池用手動
	終沈微細目除塵機 (スカム)	基	1	微細目自動除塵機
	終沈スカムポンプ	台	1	水中汚水ポンプ
	返送汚泥ポンプ	台	3	吸込スクリュ付
	終沈管廊排水ポンプ	台	1	水中汚水ポンプ
	現場操作盤	式	1	各種
処理設備 (凝集 沈殿池)	汚泥掻寄機	基	1	円形周辺駆動型ミーダ式
	汚泥循環ポンプ	台	2	回転式容積型ポンプ
	汚泥引抜ポンプ	台	1	回転式容積型ポンプ
	現場操作盤	式	1	各種
処理設備 (混和槽)	混合攪拌機	基	1	攪拌翼
	硫酸バンド供給ポンプ	台	2	直動ダイヤフラム式
	現場操作盤	式	1	混合槽攪拌機用
電気設備 (ろ過棟)	凝沈設備制御盤	面	1	屋内自立盤
	コントロールセンタ(C/C) (砂ろ過設備)	面	1	屋内自立両面形
	急速ろ過設備コントロールセンタC-CC1-3, 4	面	1	屋内自立両面形
	急速ろ過設備コントロールセンタC-CC1-5, 6	面	1	屋内自立両面形
	急速ろ過設備コントロールセンタC-CC1-7, 8	面	1	屋内自立両面形
	三次処理集合電磁制御盤	面	1	屋内自立盤
	急速ろ過設備計装変換器盤	面	1	屋内自立両面形
	急速ろ過設備補助継電器盤	面	1	屋内自立両面形
	原水流量計	組	1	電磁式
	放流水流量計	組	1	堰式
	逆洗水槽水位計	組	2	投込式
	凝沈処理水槽水位計	組	1	投込式
	三次処理水槽水位計	組	2	投込式
	現場操作盤	式	1	各種
処理設備 (ろ過棟)	原水ポンプ	台	5	片吸込渦巻ポンプ
	逆洗排水ポンプ	台	2	片吸込渦巻ポンプ
	給水ユニット	台	1	横型渦巻ポンプ
	床排水ポンプ	台	1	水中汚水ポンプ
	現場操作盤	式	1	各種
処理設備 (ろ過機)	ろ過機	基	4	上向流式高速繊維ろ材ろ過機
	凝沈処理水槽連絡ゲート	基	1	鋳鉄製角形手動ゲート
	逆洗排水水槽連絡ゲート	基	1	鋳鉄製角形手動ゲート
	三次処理水槽連絡ゲート	基	1	鋳鉄製角形手動ゲート
	現場操作盤	式	1	ろ過機用
処理設備 (消毒槽)	紫外線消毒装置	基	2	開水路方式浸漬型
	バイパス水槽流出ゲート	基	1	鋳鉄製角形手動ゲート
	バイパス水槽流入ゲート	基	1	鋳鉄製角形手動ゲート
	装置点検用吊上装置	台	1	電動式チェーンブロック
	現場操作盤	式	1	消毒装置用
電気設備 (汚泥濃縮槽)	No.1濃縮汚泥流量計	組	2	電磁式
処理設備 (汚泥 濃縮槽)	No.1汚泥掻寄機	基	2	中央駆動支柱形
	No.1汚泥圧送ポンプ	台	2	水中汚泥ポンプ
	現場操作盤	式	1	各種

区分	機器名	単位	数量	形式・規格
電気設備 (休止設備)	電気設備（脱水機棟内）	式	1	汚泥脱水設備用
	電気設備（消化タンク棟内）	式	1	汚泥消化タンク設備用
処理設備 (休止設備)	汚泥脱水設備（脱水機棟内）	式	1	汚泥脱水機・補機類
	汚泥消化タンク設備（屋外）	式	1	消化槽・ガスタンク・補機類

※網掛けは休止中の設備

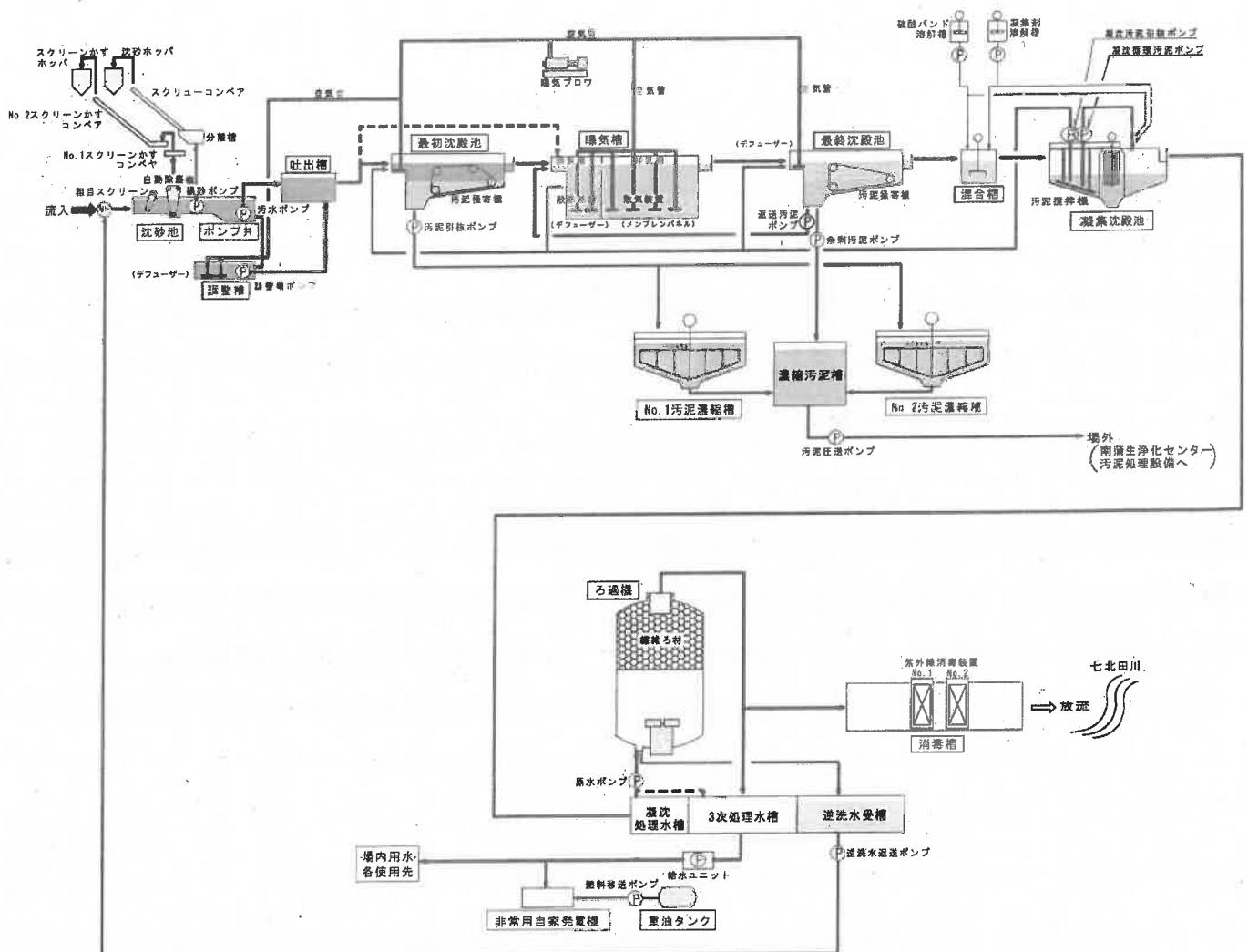
上谷刈浄化センター



- ① 管理棟(プロフ)
- ② 沈砂池ポンプ棟
- ③ ポンプ井
- ④ 調整槽
- ⑤ 最初沈殿池
- ⑥ 生物反応槽(曝気槽)
- ⑦ 最終沈殿池
- ⑧ 凝集沈殿池
- ⑨ ろ過棟
- ⑩ ろ過機
- ⑪ 消毒槽
- ⑫ 旧消毒槽(休止中)
- ⑬ 汚泥濃縮槽
- ⑭ 硝化タンク(休止中)
- ⑮ ガスタンク(休止中)
- ⑯ 脱水機棟(休止中)

← 流入汚水の流れ
← 汚泥の流れ

上谷刈浄化センター 処理フロー



別紙4

上谷刈浄化センター外5箇所運転管理業務委託

水質試験項目表 (上谷刈浄化センター)

週1回

[illegible]

[illegible]

[illegible]

週5回

[illegible]

[illegible]

上谷川浄化センター 水質試験項目表

項 目	月次試験				通日試験					
	月1回		1回あたりの 分析件数	1年あたりの 試験回数	1年あたりの 検体数	年4回		1年あたりの 試験回数	1年あたりの 検体数	
	定時採水・採泥					2時間おきに採水				
	初沈越流	初沈 引抜汚泥				沈砂池流入	放流			
水素イオン濃度						○	○	24	4	96
生物化学的酸素要求量 (BOD)						○	○	24	4	96
C-BOD (ATU-BOD)							○	12	4	48
溶活性BOD										
浮遊物質 (SS)						○	○	24	4	96
大腸菌数										
生物相										
化学的酸素要求量 (COD)						○	○	24	4	96
アンモニア性窒素 (NH ₄ -N)										
亜硝酸性窒素 (NO ₂ -N)										
硝酸性窒素 (NO ₃ -N)										
リン酸塩リン (P・O ₄ -P)										
透明度						○	○	24	4	96
水温						○	○	24	4	96
外観・色相										
臭気										
溶存酸素 (DO)										
酸化還元電位 (ORP)										
残留塩素										
蒸発残留物										
アルカリ度										
汚泥界面	○		1	12	12					
SV30										
SV30 (2倍希釈)										
SVI										
SVI (2倍希釈)										
MLSS										
RSSS										
TS		○	1	12	12					
VTS		○	1	12	12					
固形物濃度										
有機物										

※水質異常時や運転方法の変更等には、試験項目、頻度または採水場所等について別途協議する。

別紙5

上谷刈浄化センター外5箇所運転管理業務委託

毒物等の管理に関する要領

毒物等の管理に関する要領

(平成 11 年 3 月 12 日下水道局長決裁)

(目的)

第 1 条 仙台市の下水道施設で取り扱われる毒物等について、使用、保管に関する管理要領を定めることにより、毒物等による事故を未然に防止し、もって職場における安全衛生の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 ここでいう毒物とは、「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物をいう。

(体制及び職務)

第 3 条 この要領に関する業務を行うため、毒物総括管理者、毒物管理者及び毒物責任者を置く。(別図参照)。

- 2 毒物総括管理者は、建設局次長とし、毒物に関する安全管理を総括する。
- 3 毒物管理者は、業務課長及び南蒲生浄化センター所長とし、所轄する施設における毒物等の取扱いに関する管理、指導を行う。
- 4 毒物責任者は、水質管理センターにあっては所長、南蒲生浄化センターにあっては水質管理係長とし、日常の毒物等の取扱いを管理する。

(保管管理)

- 第 4 条 毒物は明確に区分された専用の、鍵をかけられる堅固な保管設備に保管管理するものとし、保管設備及び検査施設の鍵については毒物責任者が管理する。
- 2 毒物を使用する者は、使用する毎に毒物責任者から毒物保管庫の鍵を受け取り、使用後速やかに返却し、保管庫鍵管理簿(様式-1)に記載するものとする。
 - 3 毒物以外の薬品は、鍵のかかる場所に保管する。

(毒物の使用数量等の記録、確認、報告)

- 第 5 条 毒物を使用する者は、毒物取扱い管理簿(様式-2)に使用年月日、使用者名、使用数量等を記録し、毒物責任者及び毒物管理者の確認を受けるものとする。
- 2 毒物責任者は、毎月末日現在における毒物の残量を確認し、翌月十日までに毒物取扱い管理簿により毒物管理者に報告し確認を受けるものとする。
 - 3 毒物責任者は、毒物の年間購入量、年間使用量及び年度末現在における残量を確認し、四月十日までに毒物取扱い管理簿により毒物管理者に報告するものとする。
 - 4 南蒲生浄化センターの毒物管理者は、四月三十日までに毒物取扱い管理簿の写しを水質管理センター所長へ送付するものとする。
 - 5 水質管理センター所長は、年度毎に下水道各施設の毒物取扱い管理簿を取りまとめ、毒物使用施設における使用、保管毒物の種類、使用量、残量に係る年間総括表(様式-3)を作成し、五月十日までに毒物総括管理者へ報告するものとする。

(事故の際の処置)

第 6 条 毒物に関する漏洩、紛失、盗難等の事故の発見者は、その内容及び状況についてすみやかに毒物責任者に報告しなければならない。毒物責任者は、毒物に関する漏洩、紛失、盗

難等の事故の報告を受けたときは、その状況を確認し、すみやかに毒物管理者に報告しなければならない。

- 2 毒物管理者は、毒物に関する漏洩、紛失、盗難等の事故の報告を受けたときは、すみやかに、その内容を毒物総括管理者に報告し、その指導の下に必要な応じ、仙台市保健所等関係機関に届け出るとともに、安全衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じるものとする。

(毒物以外の使用薬品の管理)

第7条 毒物責任者は、毒物以外の薬品について、毎月末日現在における保管種類及び残数に関する点検、確認を行い、毒物以外の薬品在庫管理簿（様式-4）により翌月十日までに毒物管理者に報告するものとする。

(庶務)

第8条 この要領に関する庶務は、水質管理センターにおいて処理する。

附 則

(実施期日)

この毒物等の管理に関する要領は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成13年6月改正）

(実施期日)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（平成14年9月改正）

(実施期日)

この改正は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成15年3月改正）

(実施期日)

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成17年5月改正）

(実施期日)

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成19年5月改正）

(実施期日)

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成22年4月改正）

(実施期日)

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成28年4月改正）

(実施期日)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月改正）

(実施期日)

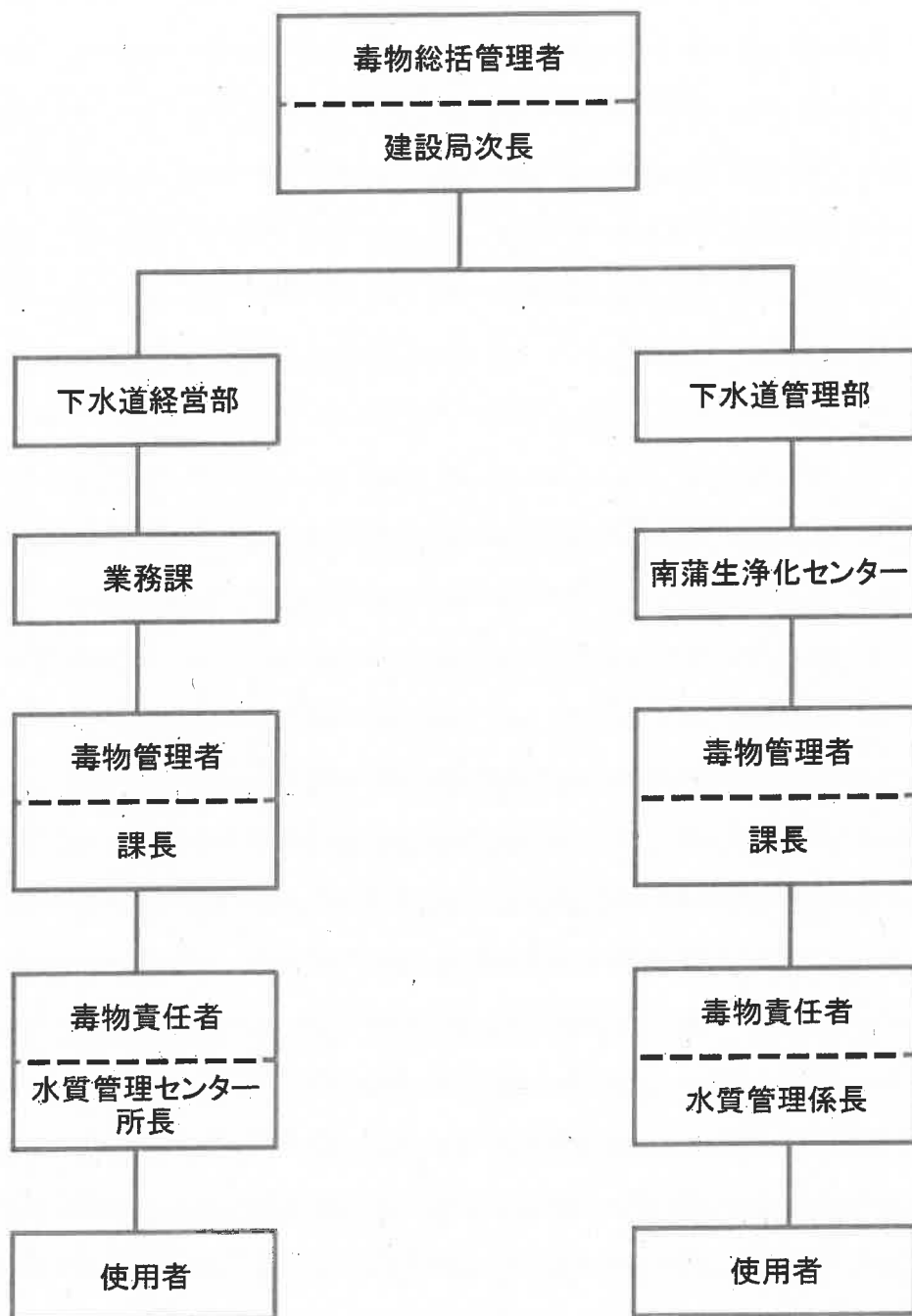
この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 4 年 4 月改正）

（実施期日）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

別図 毒物管理体制



様式-1

保管庫鍵管理簿〔 年度〕

[illegible]

毒物取扱い管理簿 (年度)

毒物名()

前年度からの繰越量 (g・mL)

[illegible]

日付	毒物管理者 (印)	毒物責任者 (印)	前年度繰越量 (g・mL)	使用量 (g・mL)	残量 (g・mL)
/ /					

毒物使用年間総括表〔 年度〕

施設名 _____

毒物名	前年度からの 繰越量	購入量	使用量	残量

毒物総括管理者 確認(印)	毒物管理者 確認(印)	毒物責任者 確認(印)
年 月 日	年 月 日	年 月 日

毒物以外の薬品在庫管理簿 [年 月]

施設名 _____

薬品名	グレード他	内容量	残数

毒物管理者確認(印)	毒物責任者確認(印)	担当者(印)
年 月 日	年 月 日	年 月 日